玉川大学奨学金規程

（平成19年４月１日制定）

（目的と名称）

第１条　本規程は、玉川大学学則（以下「学則」という。）第39条第２項に基づき、学生（通信教育部生、芸術専攻科生を除く）の勉学奨励生活向上及び学修支援に資することを目的として奨学金を定める。

２　前項に定める奨学金の名称・受給者は、次の通りとする。

(1)　ファーストイヤー奨学金・奨学生
(2)　玉川奨学金・奨学生
(3)　玉川応急奨学金・奨学生
(4)　小原応急奨学金・奨学生
(5)　SAE海外留学奨学金・奨学生
(6)　大学院奨学金・奨学生
(7)　学修支援奨学金・奨学生
(8)　TeS奨学金・奨学生

（申請）

第２条　奨学金の受給を希望する学生は、学生センター等が開催する奨学金説明会に出席し、所定の申請書等、必要書類を指定期日までに学生センターへ提出しなくてはならない。

（ファーストイヤー奨学金）

第３条　ファーストイヤー奨学生の対象は、１年次生（学則第32条に定める入学者を除く）で、春学期の学業成績が優れ、就学継続の意志が強固で、教育上経済的な援助が必要であると認められる者とする。

２　給付額は、年額30万円とする。ただし、奨学生は20名までを限度とする。

（玉川奨学金）

第４条　玉川奨学生の対象は、２年次生以上（編入学初年度の学生を除く）で、学業的・人物的にも優れ、就学継続の意志が強固で、教育上経済的な援助が必要であると認められる者とする。

２　給付額は、年額30万円とする。ただし、奨学生は対象学生総数の1.0パーセント以内とする。

３　在学期間中、重ねての申請及び採用を制限しない。

４　財源は、玉川大学父母会の拠出金及びその他の寄付金をもってこれにあてる。

（玉川応急奨学金）

第５条　玉川応急奨学生の対象は、家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的にも優れ、就学継続の意志が強固であると認められる者とする。

２　給付額は、年額30万円とする。

３　在学期間中、採用は１回のみとする。

４　財源は、玉川大学父母会の拠出金及びその他をもってこれにあてる。

（小原応急奨学金）

第６条　小原応急奨学生の対象は、４年次生で、家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的にも特に優れ、就学継続の意志が強固であると認められる者とする。

２　給付額は、年額60万円とする。ただし、奨学生は４名を限度とする。

（SAE海外留学奨学金）

第７条　SAE海外留学奨学生の対象は、SAE海外留学プログラムに参加する学生で、学業的・人物的にも優れ、留学の意思と留学を通しての勉学の目的が強固・明確であると認められる者とする。

２　SAE海外留学プログラムとは、全学生を対象とする留学プログラムで、大学部長会において承認され、国際教育センターが主催する留学をいう。

３　給付額は、年額50万円以下（留学先授業料150万円未満）、年額100万円以下（留学先授業料150万円以上200万円未満）、年額150万円以下（留学先授業料200万円以上）とする。ただし、奨学生は15名を限度とする。

４　在学期間中、採用は１回のみとする。

（大学院奨学金）

第８条　大学院奨学生の対象は、大学院生（教育委員会から学費を支給されている教職大学院生を除く）で、学業的・人物的に優れている者とする。

２　給付額は、次の通りとする。

(1)　修士課程・専門職学位課程１年生は年額20万円とする。ただし、奨学生は25名を限度とする。
(2)　修士課程・専門職学位課程２年生は年額25万円とする。ただし、奨学生は12名を限度とする。
(3)　博士課程の学生は年額50万円を上限とする。ただし、奨学生は10名を限度とする。

３　在学期間中、重ねての申請及び採用を制限しない。

（学修支援奨学金）

第９条　学修支援奨学生の対象は、４年次生で、家計急変により学費負担が困難で、学業的・人物的に優れている者とする。

２　給付額は、年額30万円を上限とする。ただし、奨学生は当該年度の学修支援奨学金予算内で支給できる人数を上限とする。

３　財源は、玉川学園スチューデントサポート基金をもってこれにあてる。

（TeS奨学金）

第10条　TeS奨学金の対象は、学修支援奨学金を申請した者の中から、認定所得が低い者若干名とする。

２　給付額は「授業料･教育研究諸料･施設設備金」とする。

３　財源は、㈱タマガワイーサポートから寄付金をもってこれにあてる。

（形式）

第11条　奨学金は、原則として返還することを必要としない給付形式のものとする。

（併用）

第12条　本規程に定める奨学生は、その他の奨学金制度による奨学生であってもこれを選定することを制限しない。ただし、ファーストイヤー奨学金、玉川奨学金、玉川応急奨学金、小原応急奨学金相互の併用はその限りではない。

（選定）

第13条　奨学生は各奨学金によって定められた手続きによって学長に推薦された学生のうちから、大学部長会または大学院研究科長会の議を経て、学長がこれを決定する。

（通知）

第14条　奨学生が決定したときは、学生センター長が本人並びに保証人に通知する。

（交付）

第15条　学修支援奨学金及びTeS奨学金を除く奨学金は、奨学生が決定してから１か月以内に、保証人名義の銀行口座に振り込むものとする。ただし、大学院奨学金に限り、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。また、ＳＡＥ海外留学奨学金は留学年度に振り込むものとする。

２　学修支援奨学金及びTeS奨学金は、本学の指定する学費口座に振り込むものとする。

（有効期間）

第16条　奨学金及び奨学生の効力は当該年度限りとする。ただし、SAE海外留学奨学金及びSAE海外留学奨学生の効力は留学期間中も含むものとし、給付は奨学生決定の次年度に繰り越すことができる。

（実績報告書）

第17条　奨学生は、奨学金による成果及び使途について実績報告書を作成し、当該年度末日までに学生センターに提出する。ただし、SAE海外留学奨学生は帰国後１か月以内に国際教育センターに提出する。

２　前項により提出された実績報告書は、奨学生の所属する学部の学生主任､学部長または研究科長を経由して、学生センター長が取りまとめて、学長に報告する。ただし、SAE海外留学奨学生の実績報告書は学部長を経由後、国際教育センター長を経由してから学生センター長が取りまとめて、学長へ報告する。

（停止又は取消し）

第18条　奨学生が休学、退学、留学をとりやめたとき、除籍されたとき、又は奨学生として不適当と認められたときは、奨学金の給付を停止、又は決定を取り消すことがある。

２　前項により奨学金の給付を停止、又は決定を取り消された場合は、その奨学金の一部又は全額を返還させることができる。

３　前各項に定める事項は、大学部長会または大学院研究科長会の議を経て学長がこれを決定する。
但し、学修支援奨学金については、玉川スチューデントサポート基金規定第８条による。

（寄附）

第19条　奨学生は、卒業後の返還義務はないが、やがてそれぞれの分野で活躍できるようになった際には、後輩のための奨学基金として相応の金額を寄附することが望ましい。

（施行細則）

第20条　この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

（事務主管）

第21条　この規程に係る事務主管は、学生センターとする。

（付則省略）

■玉川大学奨学金規程施行細則

（平成19年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この細則は、玉川大学（以下「本大学」という。）奨学金規程第18条に基づき、奨学金の施行に必要な事項を定める。

（ファーストイヤー奨学生の選定）

第２条　ファーストイヤー奨学生の選定は、次の各号による。

(1)　説明会は６月に開催する。

(2)　学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、春学期GPA順位が学科上位５パーセント以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定した上で、申請者一覧表を作成する。

(3)　学生センター長は、前号により作成された申請者一覧表及び申請書をもとに、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(4)　奨学生の決定は、当該年度の10月末日までとする。

（玉川奨学生の選定）

第３条　玉川奨学生の選定は、次の各号による。

(1)　説明会は４月に開催する。

(2)　学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位３分の１以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定した上で、申請書に学内奨学金所見依頼状（以下「依頼状」という。）を添付して学生へ交付する。

(3)　学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。

(4)　担任等は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記入し、学生センターに提出する。

(5)　学生センターは、前号により提出された申請書を学部ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。

(6)　学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。

(7)　学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生に順位を付して、学生センター長に申請する。

(8)　学生センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(9)　奨学生の決定は、当該年度の７月末日までとする。

（玉川応急奨学生の選定）

第４条　玉川応急奨学生の選定は、次の各号による。

(1)　学生は、日本学生支援機構奨学規程に定める家計急変事由発生月から、12か月以内に担任等または学生センターに奨学金申請希望を申し出る。なお、12月末日以降の申し出については、次年度に繰り越して申請を受け付ける。

(2)　学生センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPAが2.00以上、かつ、日本学生支援機構奨学規程に定める収入基準（併用貸与）以下である学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。

(3)　学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。

(4)　担任等は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記し、学生センターに提出する。

(5)　学生センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。

(6)　学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。

(7)　学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生を、学生センター長に申請する。

(8)　学生センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

（小原応急奨学生の選定）

第５条　小原応急奨学生の選定は、次の各号による。

(1)　学生は、日本学生支援機構奨学規程に定める家計急変事由発生月から、12か月以内に担任等または学生センターに奨学金申請希望を申し出る。なお、12月末日以降の申し出については、申請を受け付けない。

(2)　学生センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位５パーセント以内（小数点以下繰上げ）、かつ、日本学生支援機構奨学規程に定める収入基準（併用貸与）以下である学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。

(3)　学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。

(4)　クラス担任等は、前号により面談した学生につい

て、申請書所定欄に所見を記し、学生センターに提出する。

(5) 学生センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。

(6) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。

(7) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生を、学生センター長に申請する。

(8) 学生センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

（SAE海外留学奨学生の選定）

第６条　SAE海外留学奨学生の選定は、次の各号による。

(1) 説明会は７月に開催する。ただし、応募状況により12月にも説明会を開催する。

(2) 申請は各年度１回のみとし、留学の申請と共に奨学金の申請を行うものとする。次年度以降に２度目の申請を行う場合は、国際教育推進委員会が指定するプログラムへ申請することとする。

(3) 学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位３分の１以内（小数点以下繰上げ）もしくは累積GPAが3.00以上の学生を選定した上で、申請者一覧表を作成し、申請書と共に国際教育センター長に提出する。

(4) 国際教育センター長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、国際教育推進委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(5) 奨学生の決定は、留学前年度内までとする。

（大学院奨学生の選定）

第７条　大学院奨学生の選定は、次の各号による。

(1) 本大学が定める申請期間内に、学生は、学生センターへ申請希望の旨を申し出て、所定の申請書とすべての必要書類を揃え、指定期日までに学生センターに提出する。

(2) 学生センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、申請書に学内奨学金所見依頼状（以下「依頼状」という。）を添付して学生へ交付する。

(3) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を研究指導担当教員に提出し、面談を受ける。

(4) 研究指導担当教員は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記入し、学生センターに提出する。

(5) 学生センターは、前号により提出された申請書を研究科ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に研究科長に提出する。

(6) 研究科長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、各研究科会に諮り、奨学生適格者を選定し、研究科としての推薦順位を付して、学生センター長に提出する。

(7) 学生センター長は、前号により提出された適格者を推薦者一覧表に取りまとめて、学長に推薦する。

(8) 奨学生の決定は、当該年度の６月末日までとする。

（学修支援奨学生の選定）

第８条　学修支援奨学生の選定は、次の各号による。

(1) 説明会は４月に開催する。ただし、応募状況により10月にも説明会を開催する。

(2) 学生センターは、説明会出席者に対し、日本学生支援機構奨学規程に定める家計急変事由発生月から12か月以内であることを確認し申請を受け付ける。

(3) 学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPAが2.00以上、かつ、日本学生支援機構奨学規程に定める収入基準（併用貸与）以下である学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。

(4) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任に提出し、面談を受ける。

(5) 担任は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記入し、学生センターに提出する。

(6) 学生センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧を作成し、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(7) 奨学生の決定は、当該年度内とする。

（TeS奨学生の選定）

第９条　TeS奨学生の選定は、次の各号による。

(1) 説明会は４月に開催する学修支援奨学金説明会と同時開催する。ただし、応募状況により10月にも説明会を開催する。

(2) 学生センターは、説明会出席者に対し、財源は㈱タマガワイーサポートからの寄付金であること、及び学修支援奨学金申請書の中から、認定所得の低い者から若干名の採用であることを説明する。

(3) 学生センターは、学修支援奨学金申請手順にのっとり提出された申請書をもとに、学生委員会に諮り奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(4) 奨学生の決定は、当該年度内とする。

（その他の事項）

第10条　この細則にない事項については、学生委員会の議を経て、学生センター長がこれを決定する。ただし、SAE海外留学奨学金に関する事項については、国際教育センター長と協議の上、国際教育推進委員会及び学生委員会を経て、学生センター長がこれを決定する。

（付則省略）